

千葉市イノベーション拠点認定事業審査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「千葉市イノベーション拠点認定事業実施要綱」(以下「要綱」という。)
第5条第3項に規定する千葉市イノベーション拠点認定における審査(以下「審査」という。)
に関する必要な事項を定めるものとする。

(審査対象)

第2条 審査の対象は、要綱第4条に規定する認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)
が提出する申請書及び添付資料に関する事項とする。

(審査機関)

第3条 審査は、千葉市経済農政局経済部産業支援課が実施する。

(審査方法)

第4条 申請者より提出された書類の審査及び必要な調査等を行うこととし、次の各号について
審査する。

(1) 千葉市イノベーション拠点認定申請書(様式第1号)及び添付書類(要綱別表1)の内容
について、次のいずれにも該当する場合、適とする。

ア 申請者が、要綱第3条第1項に掲げる要件のいずれにも該当していること。ただし、
要綱第3条第1項第3号及び第4号については、次号により審査する。

イ 申請者が、要綱第3条第2項に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。

(2) 事業計画書(要綱様式ア)

別表第1に掲げる審査項目について、審査の観点の記載事項に基づき審査する。各審査
項目のすべての審査の観点を満たすものを適とし、すべての審査項目が適となった場合、
適とする。国又は公共団体においては「3(1)継続性(法人)」の審査項目は対象外と
する。

2 前項各号における審査のいずれも適となった場合、「千葉市イノベーション拠点」認定の
要件を満たすものとする。

別表第1

	審査項目	事業計画書の 主な確認項目	審査の観点
1	経営姿勢	5(1)(2)	ア 企業のミッション・ビジョンが明確である。 イ 施設運営の目的、テーマ、サービス内容等が明確である。 ウ 他施設との差別化を図り、優位性がある施設を目指している。
2	実現可能性	5(3)(4) (6)(8)、 6	ア 想定する利用者が明確である。 イ サービス内容(料金体系、運用方法を含む)が上記アの利用者に対して適当であり、提供可能である。 ウ 交流イベントの内容、参加者数、イベント実施時期等が実現可能である。 エ サービス等を提供するに当たり、施設の運営体制が整

			っている。 オ 施設利用者数の増加目標や集客の方策が適当である。
3	(1) 継続性 (法人)	2、8、9 ※決算書も確認する	ア 直近の決算において債務超過でない。 イ 直近3期の決算において、1期以上が黒字であり、原則として計画期間中(3年以内)に黒字化する計画である。 ウ 直近の流動比率が100%以上である。 ただし、上記ア又はウに該当しない場合であっても、具体的な改善策が事業計画書に示され、計画期間内にその解消が見込まれるときは、該当するものとみなす。
	(2) 継続性 (事業)	1、3	申請日において、千葉市内の施設として運営を開始しており、以下のいずれかの要件を満たしている。 ア 1年以上の運営実績を有している。 イ 運営開始後1年未満の施設の場合は、運営主体が、他施設の運営実績又はイノベーション創出に関する事業実績を3年以上有している。
4	将来性	7	施設利用者のイノベーション創出効果が期待できる。

附 則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。